

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
年 度	・	・		

別表六(十七) 平二十九・七・三十一以後終了事業年度分

促進区域	1					
承認地域経済牽引事業の内容	2					
資産区分	種類	3				
	構造、設備の種類又は区分	4				
	細目	5				
分	取得年月日	6	平・・	平・・	平・・	平・・
	承認地域経済牽引事業の用に供した年月日	7	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額	取得価額又は製作価額	8		円		円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9				
	差引改定取得価額(8)-(9)	10				
法人税額の特別控除額の計算						
取得価額の合計額(10の合計)	11		円	当期税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15	円
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12			当期税額控除可能額 (13)と(15)のうち少ない金額	16	
税額控除限度額 $(11) - (12) \times \frac{4}{100} + (12) \times \frac{2}{100}$	13			調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑩」)	17	
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	14			法人税額の特別控除額 (16)-(17)	18	
機械設備等の概要						

## 別表六（十七）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

3 「差引改定取得価額 $\frac{(8)-(9)}{(8)-(9)}$ 10」は、特定事業用機械等（措置法第42条の11の2第1項に規定する特定事業用機械等をいいます。）に係る一の特定地域経済牽引事業施設等

（同項に規定する特定地域経済牽引事業施設等をいいます。）を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が100億円を超える場合には、

「差引改定取得価額 $\frac{(8)-(9)}{(8)-(9)}$ 10」と読み替えて計算した金額を記載します。

4 「機械設備等の概要」には、その機械設備等が、特定事業用機械等に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。